

提供するサービスの料金、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について  
 ※下記、料金及び利用者負担額は、単位数に地域区分割合 11.12%を乗じたサービス  
 1 回当たりの基本サービス料金の概算です。加算減算は含まれていません。

		サービス内容	身体介護に引き続き行う生活援助				
				生活援助 0	生活援助 1	生活支援 2	生活援助 3
サービス内容		サービス提供時間		20分以上 45分未満	45分以上 70分未満	70分以上	
身体介護	身体介護 0 1	20分未満	料金	1,834円			
			2割負担	367円			
			1割負担	184円			
	身体介護 1	20分以上 30分未満	料金	2,757円	3,491円	4,225円	4,959円
			2割負担	552円	699円	845円	992円
			1割負担	276円	350円	423円	496円
	身体介護 2	30分以上 1時間未満	料金	4,381円	5,115円	5,849円	6,583円
			2割負担	877円	1,023円	1,170円	1,317円
			1割負担	439円	512円	585円	659円
	身体介護 3	1時間以上 1時間半未満	料金	6,394円	7,127円	7,861円	8,595円
			2割負担	1,279円	1,426円	1,573円	1,719円
			1割負担	640円	713円	787円	860円
	身体介護 4 以上	1時間半以上 30分を増すごと	料金 (922円を加算)	6,394円に 922円を加算	7,127円に 922円を加算	7,861円に 922円を加算	8,595円に 922円を加算
			2割負担	1,279円に 185円を加算	1,426円に 185円を加算	1,573円に 185円を加算	1,719円に 185円を加算
			1割負担	640円に93円 を加算	713円に93円 を加算	787円に93円 を加算	860円に93円 を加算

※夜間早朝は、上記金額に 125%を乗じた金額になります。

生活援助	サービス提供時間帯	サービス提供回数		20分未満		20分以上 45分未満		45分以上	
		料金	利用者負担額	料金	利用者負担額	料金	利用者負担額		
昼間				2,012円	2割 403円	2,479円	2割 496円		
					1割 202円		1割 248円		
早朝・夜間				2,515円	2割 503円	3,098円	2割 620円		
					1割 252円		1割 310円		

加 算	料 金	利用者負担額		算 定 基 準 等
初 回 加 算	2,224 円	2割	445 円	初回のみ
		1割	223 円	
緊急時訪問介護加算	1,112 円	2割	223 円	1回の要請に対して1回
		1割	112 円	
生活機能向上連携加算	2,224 円	2割	445 円	計画に基づく初回訪問介護が行われた日から3か月
		1割	223 円	
介護職員処遇改善加算 I	1カ月の基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数にサービス別加算率(13.7%)乗じた単位数で算定(利用者負担額は、10%)			

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間
時 間 帯	午前7時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後9時まで

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行いません。
- ※ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、上記金額の2倍になります。
- ※ 3級の訪問介護員によりサービス提供を行った場合は、上記金額の70/100となります。
- ※ （利用料金について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料金は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。
- ※ 緊急時訪問介護加算は利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、サービス提供責任者又は、その他の訪問介護員等は居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合に加算します。
- ※ 初回加算は新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は、他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。
- ※ 生活機能向上連携加算は、訪問リハビリテーション実施時にサービス提供責任者とリハビリテーション専門職が同時に訪問します。リハビリテーション専門職と共同による訪問介護計画を作成し、その計画に基づくサービス提供を行った場合に加算します。
- ※ 介護職員処遇改善加算 I は、介護職員の資質向上支援及び処遇改善等の計画を策定し、計画実施内容が基準に適合した場合、上記算定方法にて加算します。
- ※ 2級訪問介護員のサービス提供責任者配置減算は、2級訪問介護員（平成25年4月以降は介護職員初任者研修修了者）のサービス提供責任者を配置している場合は、上記金額の90/100になります。